

堺市公報 第129号	令和2年7月17日発行
<h1>堺市公報</h1>	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<告示>	
○住居表示の街区の区域の変更について 【市民人権局市民生活部戸籍住民課】	2
○土壤汚染対策法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域の指定について 【環境局環境保全部環境対策課】	6
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	8
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	8
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止について 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	9
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援の事業の廃止について 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	10
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定について 【健康福祉局健康部精神保健課】	10
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新について 【健康福祉局健康部精神保健課】	11
<公告>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について 【ICTイノベーション推進室】	12

○堺市美原B&G海洋センター第1プール及び第2プールの休所日について	
【文化観光局スポーツ部スポーツ施設課】	13
○堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンターの使用時間について	
【文化観光局スポーツ部スポーツ施設課】	14
○堺市原池公園野球場の利用料金について	
【文化観光局スポーツ部スポーツ施設課】	16
○堺市循環型社会形成推進条例に基づく事業計画書等の提出及び縦覧について	
【環境局環境保全部環境対策課】	18
○堺市黒山東土地区画整理事業の施行認可について	
【建築都市局都市整備部都市整備推進課】	19
○建築基準法第48条第17項の規定に基づく公告	
【建築都市局開発調整部建築安全課】	20
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	21
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	22
○堺市原山公園の利用料金、開館（開場）時間及び休館（休場）日について	
【建設局公園緑地部公園緑地整備課】	22

告 示

堺市告示第251号

堺市住居表示条例（昭和39年条例第23号）第2条の規定により、街区の区域の変更について、次のとおり告示する。

令和2年7月17日

堺市長 永藤英機

- 1 区名及び町名
 西区神野町二丁
- 2 実施期日

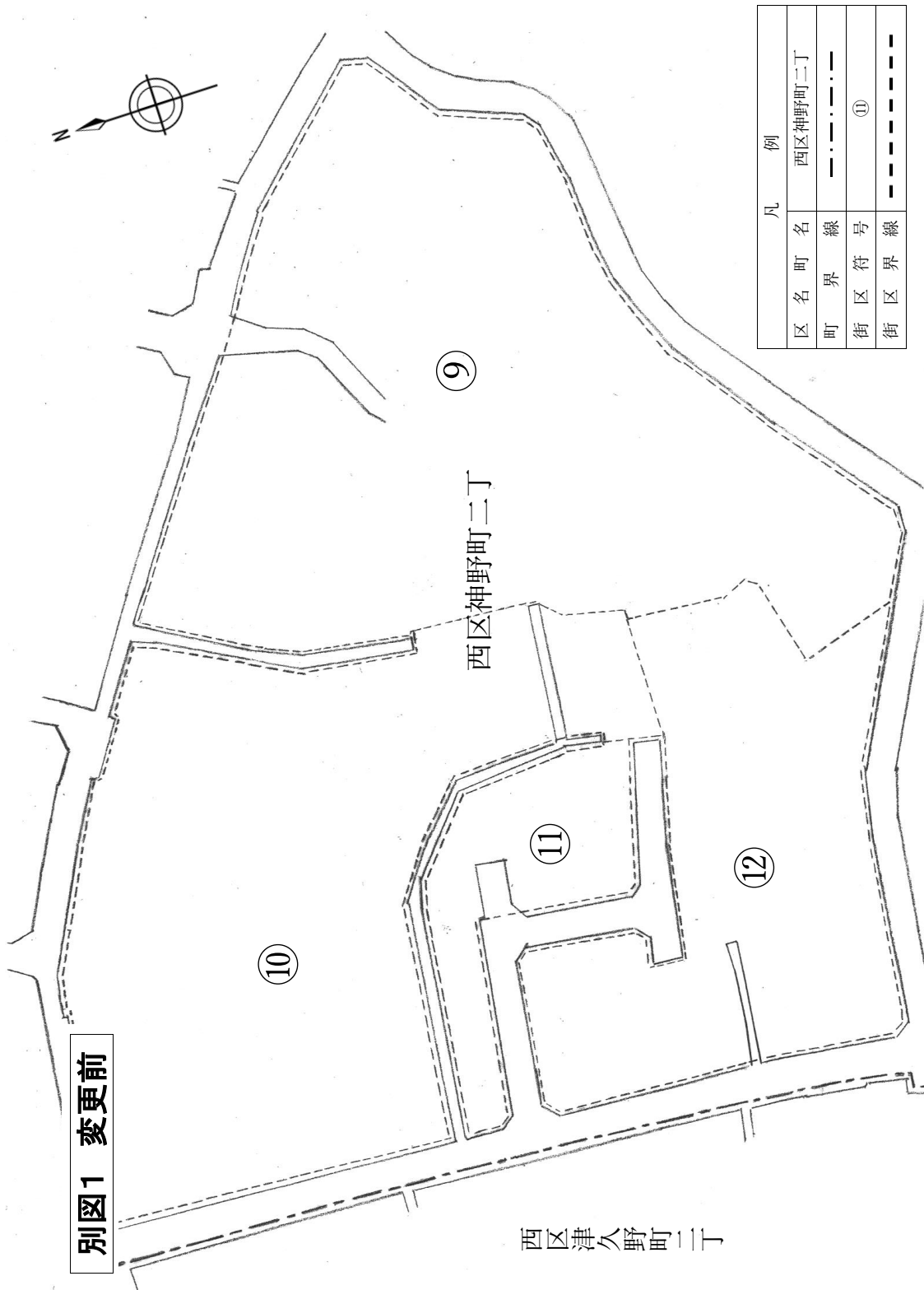
令和2年7月24日

3 変更内容

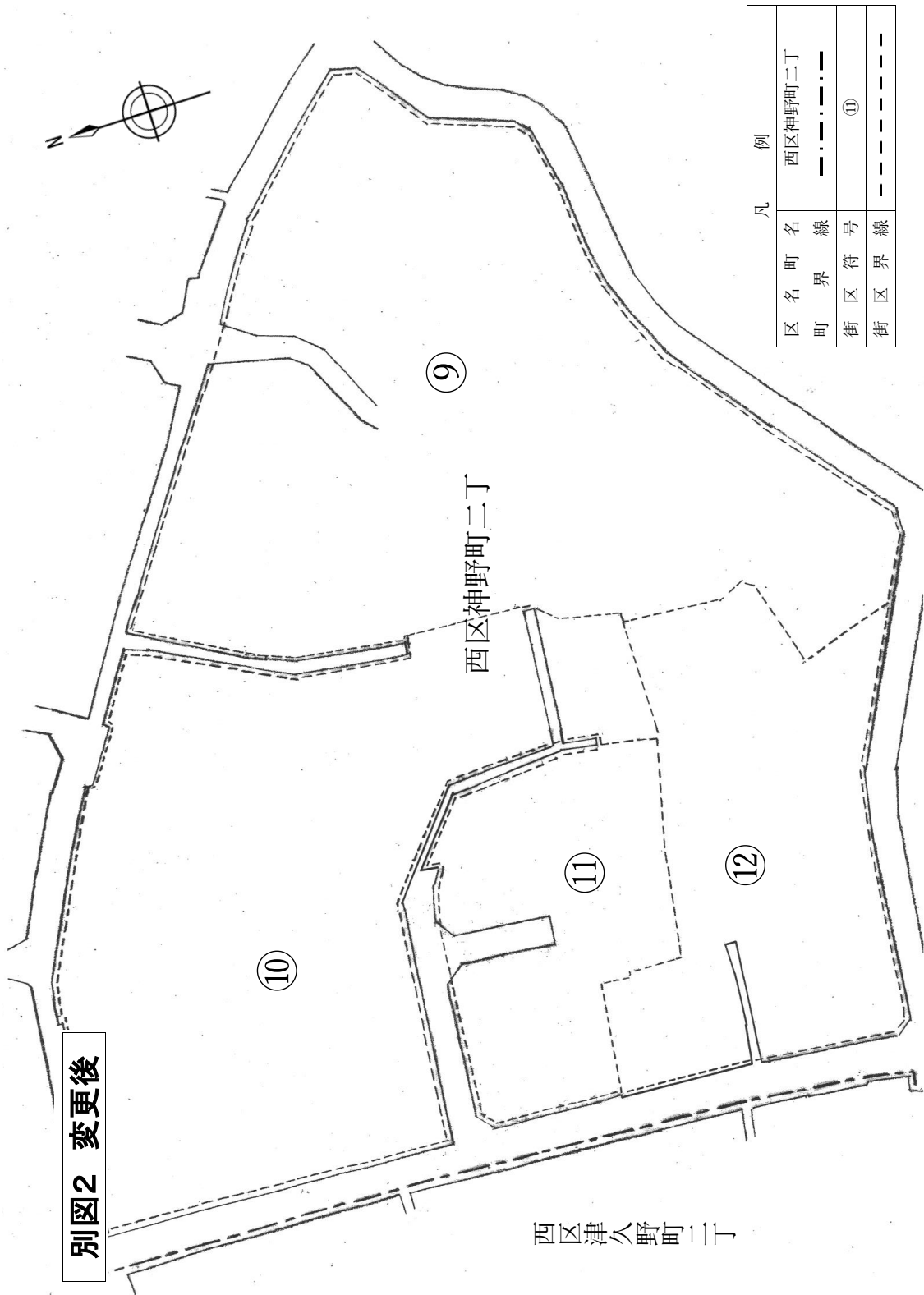
住居表示街区変更調書のとおり

住居表示街区変更調書

区名及び町名	街区符号	内容	備考
西区神野町二丁	11	街区の区域の変更	別図1 変更前及び 別図2 変更後参照
西区神野町二丁	12	街区の区域の変更	



別図1 変更前



堺市告示第252号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

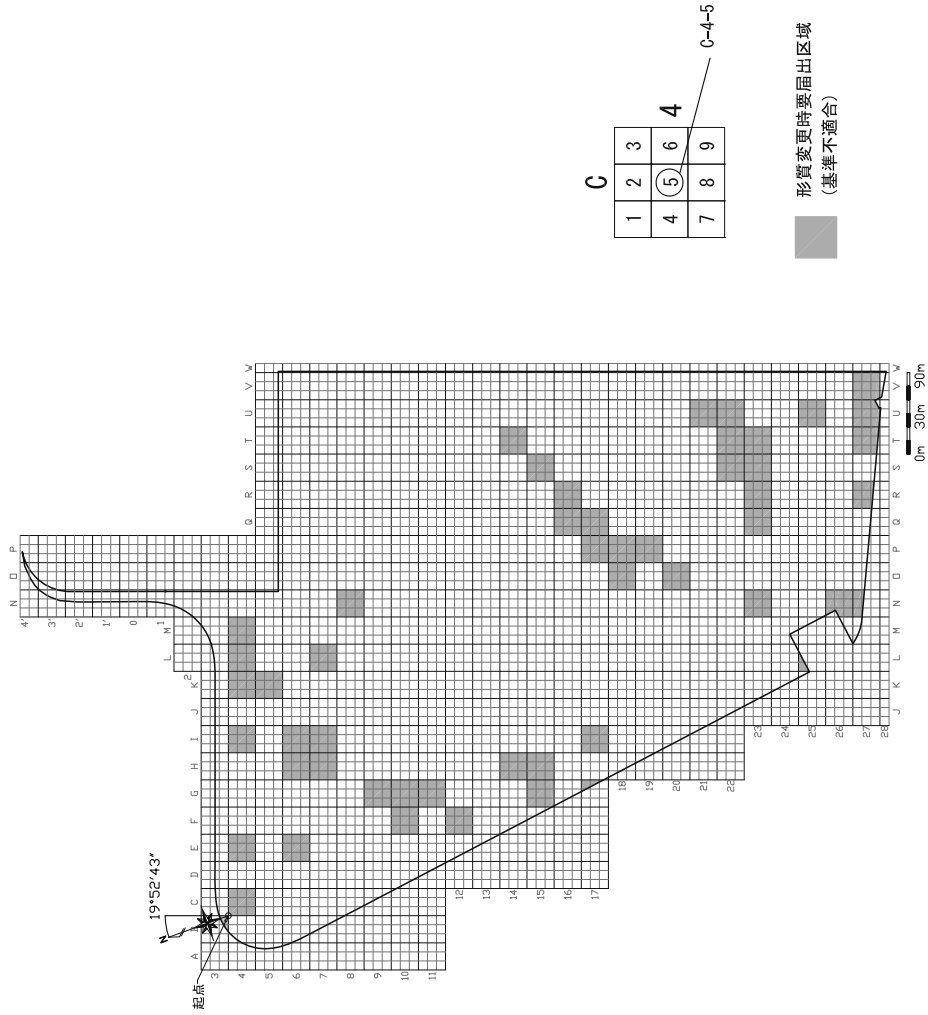
令和2年7月17日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 指定する形質変更時要届出区域
堺市堺区匠町1番4、1番6、1番11、4番及び5番の各々の一部（次頁図面参照）

- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
砒素及びその化合物
ふっ素及びその化合物

形質変更時要届出区域



堺市告示第253号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和2年7月17日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
株式会社 ハートフルサンク	行動援護	ハートフルサンク桃山台	大阪府堺市南区桃山台三丁1番3号	令和2年7月1日
株式会社 ラパン	居宅介護	らぱん介護ステーション	大阪府堺市堺区翁橋町一丁9番2-506号	令和2年7月1日
株式会社 ラパン	重度訪問介護	らぱん介護ステーション	大阪府堺市堺区翁橋町一丁9番2-506号	令和2年7月1日
株式会社 光	共同生活援助	スクエアみどりホーム深井	大阪府堺市南区和田東988番地1	令和2年7月1日
株式会社 溝畑	共同生活援助	L u n a l l e n a	大阪府堺市東区日置荘原寺町46番地2 堺グランセ101号	令和2年7月1日
合同会社 AWUNN	居宅介護	訪問介護ステーションこんごう	大阪府堺市南区槇塚台二丁35番11号	令和2年7月1日
社会福祉法人 サライ福祉会	行動援護	サポートサライ	大阪府堺市堺区百舌鳥夕雲町二丁237番地1	令和2年7月1日

堺市告示第254号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第51条の17第1項第

1号に規定する指定特定相談支援事業者として指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定により告示する。

令和2年7月17日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
合同会社 青りんご	計画相談支援	青りんご	大阪府堺市東区日置荘西町八丁7番3-6号	令和2年7月1日

堺市告示第255号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和2年7月17日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	廃止年月日
一般社団法人 サンフラワーさかい	共同生活援助	サンフラワー深井	大阪府堺市中区深井東町3176	令和2年6月30日
合同会社 グレースケアサービス	居宅介護	グレースケアサービス堺ケアセンター	大阪府堺市東区西野361番地2 北野田マンション異B棟406号室	令和2年6月30日
合同会社 グレースケアサービス	重度訪問介護	グレースケアサービス堺ケアセンター	大阪府堺市東区西野361番地2 北野田マンション異B棟406号室	令和2年6月30日

特定非営利活動法人 ボノボ	重度訪問介護	介護サービスボノボ	大阪府堺市北区黒土町25番地3	令和2年6月30日
---------------	--------	-----------	-----------------	-----------

堺市告示第256号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第4項の規定に基づき、次のとおり指定特定相談支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条の30第2項第2号の規定により告示する。

令和2年7月17日

堺市長 永藤英機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	廃止年月日
合資会社 プレゼンス	計画相談支援	ソーシャルハウスクッキー	大阪府堺市中区福田869番地5福田ビル202号室	令和2年6月30日

堺市告示第257号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和2年7月17日

堺市長 永藤英機

医療機関名	医療機関所在地	種別	指定年月日
-------	---------	----	-------

クレーネ堺	堺市中区福田339-2	病院・診療所	令和2年6月1日
ウエルシア薬局 堺山田店	堺市西区山田1-1152	薬局	令和2年6月1日
北花田薬局	堺市北区宮本町4-4	薬局	令和2年6月1日
はなまる薬局 なかもず店	堺市北区長曾根町3082-1 クリニックステーションなかもず1階	薬局	令和2年6月1日
N-art 訪問看護ステーション	堺市堺区戎之町東3-2-30 リススペースワン302号	訪問看護	令和2年5月1日
訪問看護ステーション 笑楽 石津	堺市堺区石津町3-14-54	訪問看護	令和2年5月1日
かんたき堺高倉台	堺市南区高倉台2-8-27	訪問看護	令和2年5月1日
訪問看護ステーション 心くこころ	堺市西区鳳南町5-531-30	訪問看護	令和2年5月1日
訪問看護ステーション シャングリラ	堺市南区深阪南117 深阪矢谷ビル202	訪問看護	令和2年6月1日

堺市告示第258号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和2年7月17日

堺市長 永藤英機

医療機関名	医療機関所在地	種別	更新年月日
-------	---------	----	-------

医療法人 光輪会やなぎクリニック	堺市中区深井中町1794-2 日高ビル2階201号	病院・診療所	令和2年6月1日
医療法人 博仁会奥村医院	堺市北区百舌鳥赤畑町3-204-3	病院・診療所	令和2年7月1日
薬局白十字	堺市南区若松台2-1-4-106	薬局	令和2年7月1日
いわしや薬局	堺市堺区一条通9-40	薬局	令和2年7月1日
ひびき薬局	堺市西区津久野町1-8-12 エアーズロックビル102号	薬局	令和2年7月1日
ベルシャンテ訪問看護ステーション	堺市中区深阪1-13-67	訪問看護	令和2年7月1日
りゅうじん訪問看護ステーション泉北	堺市南区榎塚台3-1-15	訪問看護	令和2年7月1日
訪問看護ステーション遊陶里	堺市中区福田541-1	訪問看護	令和2年7月1日

公 告

堺市公告第406号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年7月17日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
住民情報系クライアントパソコン等機器賃貸借（リース）[R2]に関する契約 1式

- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称
堺市堺区南瓦町3番1号
ICTイノベーション推進室
- 3 落札者を決定した日
令和2年6月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士通リース株式会社 関西支店
支店長 豊田 彰久
大阪府大阪市中央区城見二丁目2番53号
- 5 落札金額
¥4,978,930- (月額当たりの税込単価)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和2年5月15日

~~~~~

堺市公告第407号

堺市美原B&G海洋センター条例（平成16年条例第115号）第22条第1項第2号の規定に基づき、堺市美原B&G海洋センター第1プール及び第2プールの休所日を指定管理者が定めたので、同条第2項において準用する同条例第21条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年7月17日

堺市長 永 藤 英 機

令和2年度に限り、堺市美原B&G海洋センター第1プール及び第2プールの休所日を

令和2年4月1日から令和2年8月7日まで及び令和2年8月19日から令和3年3月31日までとする。

~~~~~

堺市公告第408号

堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター条例（平成20年条例第47号）第21条第1項第2号の規定に基づき、堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンターの使用時間を指定管理者が定めたので、同条第2項において準用する同条例第20条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年7月17日

堺市長 永 藤 英 機

使用時間（令和2年度に限る。）

施設名	照明	使用時間						
		平日			休日等			
		10-4月	5・6・7月 8月24～31日	8月1日 ～8月23日	4月・10-3月	5-8月	9月※3	
天然芝メインフィールド ※1	S1	養生	養生	養生	養生	9:00-21:00	9:00-21:00	9:00-21:00
天然芝フィールド ※1	S2-S5	養生	養生	養生	養生	7:00-17:00	7:00-19:00	7:00-18:00
人工芝フィールド	S6・S7・S11	9:00-23:00	9:00-23:00	7:00-23:00	9:00-23:00	7:00-23:00	7:00-23:00	7:00-23:00
人工芝フィールド	S8-S10・S12・S13	9:00-17:00	9:00-19:00	7:00-19:00	9:00-18:00	7:00-17:00	7:00-19:00	7:00-18:00
人工芝フィールド（トラック付）	S14	9:00-17:00	9:00-19:00	7:00-19:00	9:00-18:00	7:00-17:00	7:00-19:00	7:00-18:00
人工芝フィールド（観客席有）	S15・S16	9:00-17:00	9:00-19:00	7:00-19:00	9:00-18:00	7:00-17:00	7:00-19:00	7:00-18:00
屋根付きフットサルフィールド	F1-F3	9:00-23:00	9:00-23:00	7:00-23:00	9:00-23:00	7:00-23:00	7:00-23:00	7:00-23:00
屋根無しフットサルフィールド	F4-F8	9:00-23:00	9:00-23:00	7:00-23:00	9:00-23:00	7:00-23:00	7:00-23:00	7:00-23:00
スポーツ広場		9:00-17:00	9:00-19:00	7:00-19:00	9:00-18:00	7:00-17:00	7:00-19:00	7:00-18:00
ロッカールーム1・2	L1・L3・L4	9:00-23:00	9:00-23:00	7:00-23:00	9:00-23:00	7:00-23:00	7:00-23:00	7:00-23:00
ロッカールームA・B	L1・L3・L4	9:00-23:00	9:00-23:00	7:00-23:00	9:00-23:00	7:00-23:00	7:00-23:00	7:00-23:00
ロッカールーム1・2	L2	9:00-23:00	9:00-23:00	7:00-23:00	9:00-23:00	7:00-23:00	7:00-23:00	7:00-23:00
ロッカールームA・B	L2	9:00-23:00	9:00-23:00	7:00-23:00	9:00-23:00	7:00-23:00	7:00-23:00	7:00-23:00
ロッカールーム1・2・3・4	L5	9:00-23:00	9:00-23:00	7:00-23:00	9:00-23:00	7:00-23:00	7:00-23:00	7:00-23:00
多目的室	クラブハウス内	9:00-23:00	9:00-23:00	9:00-23:00	9:00-23:00	7:00-23:00	7:00-23:00	7:00-23:00
ミーティングルーム	クラブハウス内	9:00-23:00	9:00-23:00	9:00-23:00	9:00-23:00	7:00-23:00	7:00-23:00	7:00-23:00
会議室（大）	クラブハウス内	9:00-23:00	9:00-23:00	9:00-23:00	9:00-23:00	7:00-23:00	7:00-23:00	7:00-23:00
会議室（小）	クラブハウス内	9:00-23:00	9:00-23:00	9:00-23:00	9:00-23:00	7:00-23:00	7:00-23:00	7:00-23:00
L5会議室	L5	9:00-23:00	9:00-23:00	9:00-23:00	9:00-23:00	7:00-23:00	7:00-23:00	7:00-23:00

※1 天然芝の利用について、原則、以下の制限を設ける。ただし、日本代表又はプロサッカーチームが利用する場合は、この限りではない。

① 1日最大4時間までの使用とする。

② 平日は、養生日とする。

③ フィールド毎に2か月の養生期間を設ける。

※2 照明を利用する場合、照明設備利用料金を徴収する。

※3 照明設備のないサッカーフィールド・スポーツ広場の9月の利用は、18:00までとする（17:00から18:00までの区分のみ1コマを1時間とする。）。

堺市公告第409号

堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第31条第2項の規定に基づき、堺市原池公園野球場の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年7月17日

堺市長 永 藤 英 機

1-1 野球場専用（団体）基本料金

（単位：円）

種別		区分	利用料金					
			9:00 ～ 11:00	11:00 ～ 13:00	13:00 ～ 15:00	15:00 ～ 17:00	17:00 ～ 19:00	19:00 ～ 21:00
グラウンド	1面	一般	17,200	17,200	17,200	17,200	17,200	17,200
		生徒等	8,600	8,600	8,600	8,600	8,600	8,600
屋内練習場	1室		1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
屋内ブルペン	1室		1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
	1/2室		700	700	700	700	700	700
会議室	1室		800	800	800	800	800	800
更衣室	1室		200	200	200	200	200	200

備考

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日の利用料金は当該使用区分に係る金額（以下「基本料金」という。）に1.2を乗じて得た額とする。
- (2) 原池公園野球場のグラウンドに係る使用において、使用者が入場料等を徴収するときは、グラウンドに係る基本料金（前号に該当する場合にあっては、同号の額）の2倍の額を徴収する。
- (3) この表において、「生徒等」の区分は、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。
 - ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものが専ら使用する場合
 - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合

ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合

- (4) 特別に電気その他を使用するときは、実費として指定管理者が算定する額を徴収する。
- (5) 許可を得て、開場時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、基本料金（第1号又は第2号の規定を適用する場合にあつては当該各号に定める額とし、前号の規定を適用する場合にあつては同号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。）の1時間相当額（10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。）を徴収する。許可を得て、当該利用区分に係る時間を超過し、又は繰り上げて使用するときも、同様とする。

1-2 野球場附属設備等利用料金

(単位：円)

種類	単位		利用料金	補足	
放送設備	1式	1時間	950		
スコアボード	1式	1時間	1,300		
照明	1式	1時間	全点灯	9,100	点灯時～消灯時 (30分以上1時間未満は、1時間とする。)
		1時間	6割点灯	5,450	
ピッチングマシン	1式	1時間	250		
貸しロッカー	1か所	1日	500		

備考

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日の利用料金は、当該使用区分に係る金額に1.2を乗じて得た額とする。
- (2) この表において、「1日」とは、午前9時から翌日の午前9時までとする。

1-3 その他使用料

(単位：円)

種別	単位	金額
露天営業その他これに類する目的とする使用	使用面積1平方メートルにつき1日	80
広告宣伝又は放送の目的とする使用		320
業として撮影の目的とする使用	1回（2時間以内）につき	6,480

競技会、集会その他これらに類する目的での使用	使用面積10平方メートルにつき1日	20
その他の使用		20

堺市公告第410号

堺市循環型社会形成推進条例（平成15年条例第32号）第29条第1項及び第30条の規定に基づき、事業計画書及び説明会等計画書の提出があったので、同条例第31条の規定により公告するとともに、当該事業計画書等を下記の期間一般の縦覧に供する。

令和2年7月17日

堺市長 永藤英機

- 1 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
大阪府大阪市西淀川区歌島二丁目4番7号
株式会社関電L&A
代表取締役 迎 陽一
- 2 廃棄物処理施設の設置の場所
堺市堺区戎島町5丁35番及び43番5
- 3 廃棄物処理施設の種類
破碎施設
- 4 廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類
がれき類 ガラスくず（陶磁器くずに限る。） 金属くず（がれき類又は陶磁器くず
に付着したものに限る。）
※石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。
- 5 廃棄物処理施設の処理能力
146.4 t / 日（8時間）
- 6 事業計画書等の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 場所

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所 高層館4階
環境局環境保全部環境対策課

(2) 期間

令和2年7月17日（金）から令和2年8月15日（土）まで
ただし、堺市の休日に関する条例（平成2年条例第20号）第2条第1項に規定する
休日を除く。

(3) 時間

午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで

~~~~~

堺市公告第411号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の規定により土地区画整理  
事業の施行について認可したので、同法第9条第3項の規定により次の事項を公告する。

令和2年7月17日

堺市長 永 藤 英 機

1 施行者の名称

三井不動産株式会社  
代表取締役 菰田 正信

2 事業施行期間

令和2年7月17日から令和4年3月31日まで

3 施行地区

堺市美原区黒山の一部

4 土地区画整理事業の名称

堺市黒山東土地区画整理事業

5 事務所の所在地

東京都中央区日本橋室町三丁目2番1号 三井不動産株式会社商業施設本部

6 施行認可の年月日

令和2年7月2日

7 施行者の住所

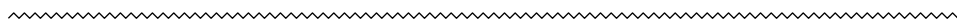
東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

8 事業年度

毎年4月1日から翌年の3月31日まで

9 公告の方法

施行者の事務所の掲示板及び堺市役所前の掲示場に掲示して行う。



堺市公告第412号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定に基づき、公開による意見の聴取を行うので、同条第17項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年7月17日

堺市長 永 藤 英 機

|        |                                                                         |
|--------|-------------------------------------------------------------------------|
| 1 日 時  | 令和2年8月2日（日曜日）<br>午前の部 午前10時50分から<br>午後の部 午後2時50分から<br>（午前の部、午後の部とも同一内容） |
| 2 場 所  | 堺市南区茶山台1丁8番1号<br>国際障害者交流センター ビッグ・アイ                                     |
| 3 申請内容 | 建築基準法第48条第3項ただし書の規定による建築許可について                                          |

|        |          |                                    |
|--------|----------|------------------------------------|
| 4 建築概要 | (1) 建築主  | 学校法人 近畿大学<br>理事長 世耕 弘成             |
|        | (2) 位置   | 堺市南区三原台1丁3-9、3-11、3-13及び<br>2丁2-11 |
|        | (3) 用途   | 大学、病院及び附属自動車車庫                     |
|        | (4) 工事種別 | 新築                                 |
|        | (5) 構造   | 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造及<br>び鉄骨造     |
|        | (6) 建築面積 | 29,764.85㎡                         |
|        | (7) 延べ面積 | 145,020.86㎡（うち附属自動車車庫13,750.73㎡）   |

堺市公告第413号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年7月17日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市西区浜寺昭和町五丁637番1から637番6まで及び地先里道

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区梅田三丁目3番5号

大和ハウス工業株式会社

支配人 木下 健治

堺市公告第414号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年7月17日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

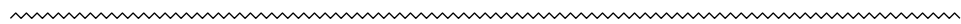
堺市東区日置荘原寺町465番1及び465番3から465番8まで並びに地先水路

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市北区中長尾町四丁5番18号

株式会社フェニックス

代表取締役 小島 俊雄



堺市公告第415号

堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第31条第2項及び第32条第1項第2号の規定に基づき、堺市原山公園の利用料金、開館（開場）時間及び休館（休場）日を指定管理者が定めたので、同条例第31条第3項（同条例第32条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公告する。

令和2年7月17日

堺市長 永 藤 英 機

第1 利用料金

1 プール利用料金

| 区分 | 利用料金 |
|----|------|
|----|------|

|      |     |      |
|------|-----|------|
| 1人1回 | 大人  | 900円 |
|      | 中学生 | 500円 |
|      | 小学生 | 300円 |

2 プール附属設備等利用料金

| 種別     | 単位 | 利用料金 |
|--------|----|------|
| 貸しロッカー | 1回 | 100円 |

3 多目的スペース利用料金

| 単位     | 利用料金   |
|--------|--------|
| 全面・1時間 | 1,220円 |

4 屋内施設利用料金

(1) 共用（個人）・都度利用

| 種別                     | 区分    | 利用料金   |
|------------------------|-------|--------|
| プール（プログラムレッスンを除く。）     | 1人・1回 | 610円   |
| プール、トレーニング室及びプログラムレッスン | 1人・1回 | 2,200円 |

備考 この表において「プログラムレッスン」とは、プール、トレーニング室又はスタジオにおいて実施されるレッスンの受講に係る使用をいう。次の表において同じ。

(2) 共用（個人）・月額利用

| 種別                     | 区分                      | 利用料金   | 備考                                         |
|------------------------|-------------------------|--------|--------------------------------------------|
| プール、トレーニング室及びプログラムレッスン | 1人・1月<br>一般<br>(フルタイム)  | 8,800円 | 開館時間中の使用が可能                                |
|                        | 1人・1月<br>一般<br>(デイトime) | 7,150円 | 火曜日から金曜日まで<br>(休館日を除く。)の午前9時から午後5時までの使用が可能 |
|                        | 1人・1月<br>65歳以上          | 7,700円 | 開館時間中の使用が可能                                |

(3) 専用（団体）

| 種別   | 区分     | 利用料金 |
|------|--------|------|
| スタジオ | 1室・1時間 | 500円 |

5 駐車場利用料金

| 区分     | 利用料金 |
|--------|------|
| 1台・1時間 | 300円 |

備考

- (1) 月額利用者は、3時間まで無料
- (2) スクール利用者は、2時間まで無料
- (3) 7月及び8月以外の上限額は、次のとおり
  - ア 平日 500円（当日午後12時まで）
  - イ 土曜日、日曜日及び休日 900円（当日午後12時まで）

6 その他の利用料金

| 種別                           | 単位                | 金額     |
|------------------------------|-------------------|--------|
| 露天営業その他これに類する目的とする使用         | 使用面積1平方メートルにつき1日  | 100円   |
| 広告宣伝又は放送の目的とする使用             |                   | 400円   |
| 業として撮影の目的とする使用               | 1回（2時間以内）につき      | 7,740円 |
| 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する目的とする使用 | 使用面積10平方メートルにつき1日 | 23円    |
| その他の使用                       |                   | 23円    |

第2 開館（開場）時間及び休館（休場）日

1 開館（開場）時間

- (1) プール
  - 午前9時30分から午後6時まで（7月1日から8月31日まで）
- (2) 多目的スペース
  - 午前9時から午後5時まで



(3) 屋内施設

午前9時から午後9時30分まで

(土曜日は午後7時30分まで、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は午後5時30分まで)

(4) 駐車場

午前0時から午後12時まで

2 休館(休場)日

(1) プール

9月1日から翌年の6月30日まで

(2) 多目的スペース及び屋内施設

ア 月曜日

イ 年末年始(12月29日から翌年の1月4日まで)

ウ その他(施設点検等の日)